

※本プロポーザルは、令和7年第2回定例会における補正予算成立を前提とした開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる業務である。したがって、関市議会において予算が否決された場合は、委託契約は締結しないものとする。なお、契約しなかった場合においても、応募者が本業務を実施するために支出した費用（準備行為を含む。）、提供した知見の対価等については、一切補償しない。

関市定額減税補足給付金（不足額給付）支給業務委託プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この要領は、「関市定額減税補足給付金（不足額給付）支給業務委託」の受託者選定について、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を総合的に評価し、契約の相手方として最も適切な事業者を選定するため、「関市定額減税補足給付金（不足額給付）支給業務委託」に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）について必要な事項を定めるものとする。

2. 業務概要

- (1) 業 務 名 関市定額減税補足給付金（不足額給付）支給業務委託
- (2) 業 務 内 容 別紙「関市定額減税補足給付金（不足額給付）支給業務委託仕様書」参照
- (3) 委 託 期 間 契約締結の日から令和8年1月30日まで
- (4) 契 約 方 法 公募型プロポーザル方式による随意契約
- (5) 予算上限額 12,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 本プロポーザルの公告日において、関市競争入札等参加者名簿に登載されていること（未登載の場合は、参加申込みの日までに関市競争入札等参加資格申請をすること。）。
- (2) 本プロポーザルの公告日から契約締結の日までの間に、関市競争入札参加者資格停止措置要領（平成7年関市告示第77号）の規定による入札参加者資格停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 関市暴力団排除条例（平成24年関市条例第29号）第6条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 公告日において、次に掲げる条件を満たす者であること。
 - ア 過去5年間（令和2年4月1日から令和7年3月31日まで）において官公庁（関連団体を含む。）が発注する「特別定額給付金支給業務」・「新型コロナ

ウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した給付金支給業務」・「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した給付金支給業務」・「定額減税補足給付金（当初調整給付）支給業務委託」のいずれかの業務について受託した実績があること。

イ 個人情報の保護について、「プライバシーマーク」又は「I SMS」を有しており、情報セキュリティ管理体制を構築していること。

4. スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは次のとおりとする。ただし、本市の都合により変更する場合がある。

- (1) 公告日
令和7年5月15日（木）
- (2) 質疑応答期間
令和7年5月15日（木）から令和7年5月29日（木）午後4時00分まで
- (3) 参加申込書等受付期間
令和7年5月15日（木）から令和7年6月5日（木）午後4時00分まで
- (4) 参加資格審査結果通知
令和7年6月6日（金）
- (5) 企画提案書等受付期間
令和7年6月6日（金）から令和7年6月20日（金）午後4時00分まで
- (6) プレゼンテーション開催日
令和7年7月2日（水）午前10時00分（予定）
- (7) 審査結果通知
令和7年7月上旬（予定）
- (8) 契約締結
令和7年7月中旬（予定）

5. 質疑応答

本プロポーザルに関する質問がある場合は、質問書（任意様式）を次のとおり提出すること。

- (1) 質疑応答期間
令和7年5月15日（木）から令和7年5月29日（木）まで
（同日午後4時00分までに必着）
- (2) 質問方法
「14. 問い合わせ先」の事務局（以下「事務局」という。）に持参、郵送又は電子メールで提出すること。電子メールの場合は、件名に「関市定額減税補足給付金（不足額給付）支給業務委託公募型プロポーザルに関する質問（事業者名）」と

記載すること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和7年5月30日（金）までに、質問者を非公開の上、関市ホームページにおいて公開する。

6. 参加申込み及び参加資格審査

本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式1） 1部

イ 過去5年間（令和2年4月1日から令和7年3月31日まで）において官公庁（関連団体を含む。）が発注する「特別定額給付金支給業務」・「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した給付金支給業務」・「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した給付金支給業務」・「定額減税補足給付金（当初調整給付）支給業務委託」のいずれかの業務について受託した実績が分かる契約書の写し 1部

ウ 「プライバシーマーク」又は「ISMS」を有しており、情報セキュリティ管理体制を構築していることが分かる書類 1部

(2) 参加申込書等受付期間

令和7年5月15日（木）から令和7年6月5日（木）まで
（同日午後4時00分までに必着）

(3) 提出方法

事務局に持参又は郵送により提出すること。

(4) 参加資格審査

提出された書類を基に参加資格について審査し、その結果を申込者に対して参加資格審査結果通知書（様式2又は様式3）により通知する。

7. 企画提案

企画提案をする場合は、次のとおり提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式4） 5部

企画提案書に添付する書類については、以下のとおりとする。

A4サイズ片面12頁以内（見積書及び積算内訳書を除く。）に以下の内容を記載（提出部数は正本1部、副本4部） 副本については、社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと。また、表紙や目次のほか、本文中にも記載しないこと。

(1) 業務経歴

類似の給付金業務の実績一覧（業務名、発注者、請負金額、契約期間、業

務の概要等)

(2) 業務担当体制

業務担当責任者、主任担当者等の資格、経歴、同種・類似業務実績、現在の手持ち業務

(3) 業務実施方針

実施方針、業務体制、具体的実施方法、重点項目、課題及びその対応等

(4) 本業務への提案や意見

ア 確認書等帳票作成：受給者にとって分かりやすいデザイン

イ 事務処理：処理誤りをなくす仕組み、遅延なく実施できる体制、不備対応

ウ 電話対応業務・相談窓口業務：繁閑調整、対応言語、具体的な問い合わせ対応方法及び回答の想定、市や事務センター等との連携方法、市へ対応を引継ぐ際の考え方及びその方法

エ セキュリティ対策：セキュリティ体制の仕組み

イ 見積書及び積算内訳書（任意様式） 1部

(2) 企画提案書等受付期間

令和7年6月6日（金）から令和7年6月20日（金）まで
（同日午後4時00分までに必着）

(3) 提出方法

事務局に持参又は郵送により提出すること。

8. プレゼンテーション

(1) 実施日

令和7年7月2日（水）午前10時00分（予定）
（時間及び場所については、参加者に別途連絡する。）

(2) 実施方法

ア 持ち時間は、説明15分、質疑応答15分とする。

イ 出席者は、3名以内とする。

ウ プレゼンテーションの実施順序は、参加申込書の提出の順番とする。

エ プレゼンテーションの実施にあたり、備品等を使用する場合は、事前に事務局に報告することとし、備品等は全て参加者が用意すること。（プロジェクター、スクリーンは本市で用意するが、パソコンは持参すること。）

オ プレゼンテーションに欠席し、又は遅刻した場合は、審査の対象としない。

9. 審査方法

本プロポーザルの受託候補者の選定にあたっては、本市が別に定める関市定額減税補

足給付金（不足額給付）支給業務委託プロポーザル審査要領に基づき審査するものとする。

- （１）以下の項目のうち、アを事務局が採点し、イを審査委員が採点する。アの採点結果と各審査委員採点結果の合計で最高得点の者を最優秀提案者として選定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。

ア 業務経歴等（２５０点）【事務局評価】

- （ア）企業の業務実績（５０点）
（イ）業務担当者等の業務実績（２００点）

イ 業務実施計画等（７０点）【審査委員評価】

- （ア）業務実施方針（１０点）
（イ）本業務への提案・意見（４５点）
（ウ）工程計画（５点）
（エ）取組意欲（５点）
（オ）価格適正（５点）

※評価点（５３０点）＝ア（業務経歴（２５０点））＋イ（業務実施計画（７０点））×４人

※詳細は別紙「関市定額減税補足給付金（不足額給付）支給業務委託プロポーザル審査要領」のとおり

- （２）最高得点のものが同点の場合は、評価項目のうち業務担当者等の業務実績の合計得点が高い者を契約の最優秀提案者として選定する。さらに同点の場合は、見積金額の安価な者を最優秀提案者として選定する。
- （３）提案者が一者の場合でも、最低基準点に達しない者は最優秀提案者として選定しない。

１０．審査結果

- （１） 審査結果は、企画提案者に対しプロポーザル審査結果通知書（様式５）により通知する。
- （２） 審査結果は、関市ホームページにおいて公表する。
- （３） 審査結果について不服申立て等は認めない。

１１．契約締結

- （１） 契約の締結にあたっては、審査された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、受託候補者として選定された者と市が協議及び調整を行い、契約締結に向けて交渉するものとする。
- （２） 交渉の結果、契約の締結に至らなかった場合、次の順位の企画提案者と同様の交渉を行うこととし、以下同様とする。
- （３） 受託候補者として選定された者が、「１２．失格事項」に該当することが判明した場合、選定を取り消すこととする。その場合、次の順位の企画提案者と交渉

を行うこととし、以下同様とする。

1 2. 失格事項

受託候補者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、失格とする。

- (1) 「3. 参加資格要件」を満たさなくなった場合
- (2) 受付期間内に所定の書類等を提出しなかった場合
- (3) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が「2. 業務概要」の「(5) 予算上限額」を超えている場合
- (5) 審査の公平性を害する行為又は不正若しくは不誠実な行為があったと認められる場合
- (6) 契約を履行することが困難と認められる状況に至った場合

1 3. その他

- (1) 本プロポーザルに係る費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 各種書類の提出後は、提出書類に記載された内容について、本市の同意なく変更することは認めないものとする。
- (3) 提出書類は、返却しないものとする。
- (4) 提出書類は、本プロポーザルの目的以外に使用しないが、必要な範囲において複製する場合がある。
- (5) 提出書類は、関市公文書公開条例（平成9年関市条例第44号）に基づく公開請求により、公開する場合がある。

1 4. 問い合わせ先

事務局 岐阜県関市若草通3丁目1番地
関市役所 健康福祉部 福祉政策課
電話番号 (0575) 23-7798
FAX (0575) 23-7748
メールアドレス fukushi@city.seki.lg.jp